

「令和3年8月26日週刊誌報道」に係る調査結果報告書について

令和3年8月26日発売の週刊誌の報道内容について、昨年11月から横浜市コンプライアンス委員会において、調査を実施しました。

客観的な証拠の検討や関係者へのヒアリングは外部有識者が調査しました。

本日、調査結果を取りまとめ、調査結果報告書を市長に報告しましたので、公表します。

1 「令和3年8月26日週刊誌報道」に係る内部調査

(1) 概要

平原 敏英副市長に関する週刊誌報道を前提とした場合の法令・内規違反の存否について調査を実施

(2) 調査方法

本調査は、横浜市コンプライアンス委員会において実施しました。

外部有識者調査として、2名の弁護士による調査が行われ、本委員会に報告しました。

ア 外部有識者

吉開 多一弁護士（元検事、横浜市コンプライアンス顧問）※委員会に参加

藤嶋 崇友弁護士（元検事）

黒石 匡昭公認会計士（横浜市コンプライアンス顧問）※委員会に参加

イ コンプライアンス委員

副委員長：小林 一美副市長

委員：局区長・理事級職員12名

(3) 主なスケジュール

令和3年8月26日 週刊誌報道

11月12日 横浜市コンプライアンス委員会 調査方法の検討等

令和4年1月21日 横浜市コンプライアンス委員会 調査結果報告書の内容確認等

2月24日～ コンプライアンス委員による調査結果報告書の最終確認

3月9日 調査結果報告書の市長報告、公表

2 吉開コンプライアンス顧問・藤嶋弁護士による調査結果の概要（報告書5～12ページ）

(1) 結論（報告書10ページ）

地方公務員法による秘密漏示罪や刑法上の収賄罪が成立せず、また、「利害関係者との接触に関する指針」に反する行為があったとは認めることはできないことから、平原副市長に法令あるいは内規違反があったとはいえない。

## (2) 調査対象とした法令あるいは内規違反の存否

### ア 地方公務員法違反について（報告書 7 ページ）

地方公務員が「職務上知り得た秘密を漏らした」場合には、地方公務員法違反となります。

週刊誌によると平原副市長は、みなとみらい 21 地区 62 街区に建築物を建築する際の「高さ制限や容積率を緩和予定」という「秘密」を会食時に業者に漏らしたと報道されています。

調査の結果、会食があったとされる平成 28 年当時からこれまでの間、同地区同街区の 高さ制限や容積率は緩和されておらず、また、見直す動きも存在していないことが確認できました。

漏らしたとされる「秘密」が存在しないことから、平原副市長に対する地方公務員法第 60 条第 2 号「地方公務員による秘密漏示罪」は成立しないと認められました。

### イ 刑法上の収賄罪について（報告書 8 ページ）

(ア) 週刊誌で報道された刑法第 197 条の 3 第 1 項の 加重収賄罪については、アのとおり、「秘密」を漏らしたという「不正な行為」は認められないので、同罪は成立しません。

(イ) 刑法第 197 条第 1 項前段の 単純収賄罪はすでに公訴時効が成立していると考えられますが、コンプライアンスの観点から、同罪に抵触するか念のため検討しました。週刊誌報道や当時の資料から読み取れる客観的な状況を前提とすれば、平原副市長が当時の職務に関連して不正な利益の提供を受けたといえるような具体的な事実は認められず、同罪は成立しないと認められました。

### ウ 「利害関係者との接触の指針」に反する行為の成否（報告書 10 ページ）

平原副市長が一般職の都市整備局長であった平成 28 年 3 月 2 日に会食があったとして、本市のガイドラインとして定めた「利害関係者との接触に関する指針」に反する行為となるか確認しました。

会食の相手方が「利害関係者」であると認められず、また会食前に業者の参加を認識していたとも認められないため、指針に反する行為があったと認めることはできませんでした。

## 3 今後の対応（報告書 13 ページ）

調査を通じ、本件において秘密の漏示等の法令違反が認められませんでした。

一方で、補論として、今回の報道を踏まえ、行政の透明性確保や信頼を保持するという観点から何らかの対策が必要であると吉開コンプライアンス顧問から助言がありました。

この助言を受け止め、市職員が全体の奉仕者として誠実かつ公正な行動により市民から信頼されるよう改めてその意識と行動を徹底すべきであり、市コンプライアンス委員会において、そのことについて改めて検討を行うこととし、法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図っていきます。

<b>お問合せ先</b>
総務局コンプライアンス推進課長 湊 卓史      Tel 045-671-4301

「令和3年8月26日週刊誌報道」

に係る調査結果報告書

令和4年3月

横浜市コンプライアンス委員会



## 目 次

- 1 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 調査体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3 経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 4 調査内容・結果・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 5 市としての今後の対応・・・・・・・・・・ P13

## 1 調査の目的

### (1) 調査の目的

令和3年8月26日発売の週刊誌において、「菅『側近』横浜カジノ IR 業者から違法接待」と題する記事が掲載され、平原敏英副市長（以下「平原副市長」という。）に関する報道がなされた。

この週刊誌報道を前提にした場合には

- ① 平原副市長に、みなとみらい21地区62街区（以下、「62街区」という）について、高さ制限60mを100mに、容積率を400%から600%に緩和予定という「秘密」を、週刊誌がRXI社と仮名で表記している匿名の業者（以下、「匿名の業者」という）側に漏示した地方公務員法違反があるか（同法第60条第2号、第34条第1項）
- ② 平原副市長が、元市議や匿名の業者と会食をしたことが刑法上の加重収賄罪（同法第197条の3第1項）あるいは単純収賄罪（第197条第1項前段）に当たるか
- ③ 元市議や匿名の業者との会食が横浜市「利害関係者との接触に関する指針」に反しないか

が問題になると認められるので、これらの法令あるいは内規違反の存否について調査を実施した。

### (2) 調査期間

本調査は、令和3年11月5日から開始し、令和4年3月9日に市長に調査結果を報告したことで終了した。

## 2 調査体制

本調査は、横浜市コンプライアンス委員会において実施した。

第三者による外部有識者調査として、弁護士である吉開横浜市コンプライアンス顧問のほか、弁護士であり横浜国立大学教授である藤嶋崇友氏により調査が行われ、本委員会に報告した。

### (1) 外部有識者

- ・吉開 多一氏【弁護士】 ※委員会に参加  
平成9年～平成26年 検察庁 検事  
平成26年～ 国士舘大学教授  
令和3年10月～ 横浜市コンプライアンス顧問
- ・藤嶋 崇友氏【弁護士】  
平成17年～平成21年 検察庁 検事  
令和2年～ 横浜国立大学大学院教授
- ・黒石 匡昭氏【公認会計士】 ※委員会に参加  
平成17年～令和3年 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー  
令和3年4月～ 横浜市コンプライアンス顧問

### (2) コンプライアンス委員

副委員長	副市長	小林 一美
委員	総務局コンプライアンス推進室長	魚屋 義信
委員	技監（都市整備局長）	小池 政則
委員	危機管理監	高坂 哲也
委員	政策局長	伊地知 英弘
委員	総務局長	池戸 淳子
委員	財政局長	横山 日出夫
委員	南区長	松山 弘子
委員	泉区長	深川 敦子
委員	市民局長	石内 亮
委員	環境創造局長	遠藤 賢也
委員	水道局長	大久保 智子
委員	教育長	鯉淵 信也

### 3 経過

平成 25 年（2013 年）

4 月 1 日 平原副市長が都市整備局長に就任

平成 26 年（2014 年）

4 月 横浜市が「IR 検討プロジェクト」を設置（事務局：政策局政策課）

平成 28 年（2016 年）

4 月 1 日 平原副市長が副市長に就任

12 月 26 日 「IR 推進法（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律）」公布・施行

（週刊誌報道）

3 月～10 月 平原副市長と元市議らの会食があったと報じられている時期（4 回）

4 月 匿名の業者側が平原副市長を表敬訪問し 60・61・62 街区を紹介されたと報じられている時期

平成 29 年（2017 年）

1 月 23 日 60・61・62 街区における開発事業者の公募開始

11 月 8 日 60・61 街区（一部）の事業予定者の決定

平成 30 年（2018 年）

4 月 27 日 62 街区における開発事業者の公募開始

令和元年（2019 年）

8 月 22 日 横浜市が山下ふ頭への IR 誘致を決定・公表

10 月 17 日 62 街区における開発事業者の再公募開始

11 月 1 日 ・横浜市事務分掌規則改正（都市整備局に IR 推進部 IR 推進課を設置）  
・都市整備局が「IR（統合型リゾート）に関する事業者対応の取扱い」制定

令和 2 年（2020 年）

6 月 5 日 62 街区の事業予定者の決定

令和 3 年（2021 年）

8 月 26 日 週刊誌報道

同日 ・週刊誌編集部に電話連絡及び FAX による抗議文送信  
・抗議文の訂正版の送信

9 月 4 日 週刊誌報道（2 回目）

11 月 12 日 令和 3 年度第 2 回市コンプライアンス委員会

令和 4 年（2022 年）

1 月 21 日 令和 3 年度第 3 回市コンプライアンス委員会



#### 4 調査内容・結果 (吉開コンプライアンス顧問・藤嶋弁護士による調査結果)

##### (1) 調査の方法

###### ア 客観的な証拠の検討

法的な事実認定においては客観的な証拠が重要であるから、まず横浜市に存在する客観的な証拠の存否及びその内容を検討した。

週刊誌報道は5年以上前の事象を対象にしているところ、当時の平原副市長のスケジュール、庁用自動車の運転日誌、電子メールデータは、いずれも横浜市の内規に従って廃棄済みであり、存在しなかった(横浜市行政文書管理規則第10条第2項・別表、横浜市庁用自動車管理規程第8条、電子メールデータの記録・保存と取扱に関する要綱第5条参照)。

他方で、62街区開発に関する公募スケジュール、62街区における高さ制限・容積率の緩和予定という「秘密」が存在したか否かについては、高さ制限・容積率の緩和に関する法令のほか、以下の客観的な証拠を検討した。

- ・ 『みなとみらい21中央地区60・61・62街区開発業者募集要項(登録・提案募集)』(平成29年1月)
- ・ 平成27年8月3日付け横浜市記者発表資料(財政局資産経営課「みなとみらい21地区53、54、55-1、56-1及び60・61・62街区における開発事業者の公募開始について」と題する書面)
- ・ 平成28年3月28日付け横浜市記者発表資料(財政局資産経営課、港湾局資産活用課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21地区54街区、56-1街区及び61街区(一部)の事業予定者を決定しました」と題する書面)
- ・ 平成29年1月23日付け横浜市記者発表資料(財政局資産経営課、港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21地区58街区及び60・61・62街区における開発事業者公募の開始について」と題する書面)
- ・ 平成29年11月8日付け横浜市記者発表資料(財政局資産経営課、港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21地区60・61・62街区及び53街区の公募審査結果等について」と題する書面)
- ・ 平成30年4月27日付け横浜市記者発表資料(港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21地区62街区における開発事業者公募の開始について」と題する書面)
- ・ 平成30年12月26日付け横浜市記者発表資料(港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21地区62街区の公募審査結果について」と題する書面)
- ・ 令和元年10月17日付け横浜市記者発表資料(港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21中央地区62街区における開発事業者公募の開始について」と題する書面)

- ・ 令和2年6月5日付け横浜市記者発表資料（港湾局管財第一課及び都市整備局みなとみらい21推進課「みなとみらい21中央地区62街区の事業予定者を決定しました」と題する書面）
- ・ 『みなとみらい21中央地区地区計画』（平成元年10月6日策定、令和元年12月5日変更）
- ・ 『みなとみらい21街づくり基本協定』（昭和61年7月1日締結、令和元年12月19日第10回改定 事務局は一般社団法人横浜みなとみらい21）

また、週刊誌報道は横浜市における特定複合観光施設（以下、「IR」という）誘致との関連を示唆していることから、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下、「IR推進法」という）等の関係法令のほか、横浜市におけるIR誘致の状況について、以下の客観的な証拠を検討した。

- ・ 平成25年横浜市会議事録（決算第一特別委員会〔10月3日〕、第4回定例会〔12月6日〕）
- ・ 平成26年横浜市会議事録（第1回定例会〔2月14日〕、経済・港湾委員会〔2月27日〕、予算第二特別委員会〔3月10日〕、政策・総務・財政委員会〔3月14日〕、予算第一特別委員会〔3月20日〕、第1回定例会〔3月25日〕、政策・総務・財政委員会〔5月14日〕、第2回定例会〔5月23日〕、政策・総務・財政委員会〔5月27日〕、建築・都市整備・道路委員会〔5月29日〕、第2回定例会〔6月3日〕、第3回定例会〔9月9日〕、こども青少年・教育委員会〔9月10日〕、政策・総務・財政委員会〔9月10日〕、温暖化対策・環境創造・資源循環委員会〔9月11日〕、市民・文化観光・消防委員会〔9月11日〕、経済・港湾委員会〔9月11日〕、建築・都市整備・道路委員会〔9月12日〕、健康福祉・病院経営委員会〔9月12日〕、水道・交通委員会〔9月12日〕、決算第一特別委員会〔9月29日〕、決算第二特別委員会〔10月6日〕、第3回定例会〔10月21日〕、第4回定例会〔12月3日〕）
- ・ 平成27年横浜市会議事録（第1回定例会〔2月24日〕、予算第一特別委員会〔2月25日〕、予算第二特別委員会〔3月6日〕、政策・総務・財政委員会〔3月13日〕、予算第一特別委員会〔3月18日〕、第2回定例会〔5月21日〕、第2回定例会〔5月29日〕、第3回定例会〔10月21日〕）
- ・ 平成28年横浜市会議事録（第1回定例会〔2月24日〕、第1回定例会〔2月26日〕、予算第二特別委員会〔3月7日〕、予算第一特別委員会〔3月8日〕、政策・総務・財政委員会〔3月15日〕、第1回定例会〔3月25日〕、政策・総務・財政委員会〔5月19日〕、第2回定例会〔5月27日〕、決算第二特別委員会〔10月7日〕、大都市行財政制度特別委員会〔12月2日〕、第4回定例会〔12月9日〕、第4回定例会〔12月20日〕）
- ・ 『横浜市中期4か年計画2014～2017』（平成26年12月26日確定）
- ・ 『横浜市都心臨海部再生マスタープラン』（平成27年2月23日策定）

## イ ヒアリング

平原副市長のスケジュール管理状況を明らかにするため、吉開コンプライアンス顧問が政策局秘書課にヒアリングを実施した。

また、62 街区における高さ制限・容積率緩和予定の有無等について、吉開コンプライアンス顧問が都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課及び一般社団法人横浜みなとみらい 21 にヒアリングを実施した。

さらに、横浜市とこれまで契約関係のない藤嶋弁護士が独立した立場から平原副市長にヒアリングを行った。

## (2) 調査の結果

### ア 地方公務員法違反について

地方公務員法第 60 条第 2 号は地方公務員による秘密漏示罪を定めているが、同法第 34 条第 1 項にいう「職務上知り得た秘密」とは、「非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」をいい（国家公務員法に関する最決昭和 52 年 12 月 19 日刑集 31 巻 7 号 1053 頁）、「非公知の事実」の存在が当然の前提になっている。そうだとすると、秘密漏示があったとされる当時に、高さ制限・容積率の緩和予定という「非公知の事実」が存在していなければならない。

しかし、客観的な証拠である横浜市記者発表資料によれば、62 街区の建物高さ／容積率は「60m／400%」で緩和されないまま公募が続けられ、令和 2 年 6 月 5 日に事業予定者を決定している。

高さ制限に関する法令を見ても、62 街区の高度地区は最高限第 7 種であり、建築基準法第 58 条により高度地区に定められた高さ制限に適合しなくてはならないが、地区計画で建築物の高さの最高限度を定めた場合は本規定の適用を除外できることとなり、現に 62 街区を区域に含む「みなとみらい 2 1 中央地区地区計画」には最高限第 7 種を超える建築物の高さの最高限度が定められている。

地区計画を見直せば更なる高さ制限の緩和が可能になるが、62 街区の地区計画である「みなとみらい 2 1 中央地区地区計画」は、地権者の総意に基づき定められた「みなとみらい 2 1 街づくり基本協定」に基づいており、横浜市の一存で高さ制限の緩和ができる状況になく、同協定を運営する一般社団法人横浜みなとみらい 21 にも確認したが、地区計画を見直す動きはこれまでに存在していない。

容積率についても、建築基準法第 52 条により用途地域に応じて都市計画で定められた容積率の数値以下としなければならず、用途地域や地区計画を見直すことで緩和が可能になるが、上記のとおり「みなとみらい 2 1 中央地区地区計画」等を見直す動きは存在していなかったことから、容積率の緩和ができる状況も存在していない。

建築基準法第 59 条の 2 によって、事業者による個別の計画毎に公開空地等の地域貢献に応じた容積率緩和が可能であるが、事業者の努力によるものであるから、「非公知の事実」とはいえない。

仮に公募条件として高さ制限や容積率の緩和を行い、用途地域や地区計画等の都市

計画を見直す場合には、数年単位の時間を要し、数か月単位で見直しができるようなものではない。

このような客観的状況からは、これまでに 62 街区について高さ制限・容積率の緩和予定という「秘密」があったとは認められない。都市整備局横浜駅・みなとみらい推進課及び平原副市長は、ヒアリングにおいてこのような「秘密」がそもそも存在しなかった旨を供述しているが、その信用性に疑いを抱かせる事情はない。

なお、横浜市は、報道に先立つ取材に対し、62 街区の高さ制限・容積率を緩和した事実はない旨明確に回答したにもかかわらず、週刊誌報道では、匿名の業者が得たとされる高さ制限・容積率の緩和の情報が「公表前の機密だったことに疑いはない」と断定されてしまっている。

また、匿名の業者側が平原副市長から手渡されたという<MM21 街区について>と題するペーパーに「<年明け公募>と走り書きされている」との記載もあるが、公募前に事業者に対するサウンディングや意見交換を行うためにこうした資料が作成されることは一般的であり、<年明け公募>と走り書きされていても、高さ制限・容積率の緩和予定に関する記載がないのであれば、そのペーパーが週刊誌報道のいう「秘密」の存在を認めるに足りる証拠ということとはできない。

以上のとおり、「秘密」が存在していない以上、地方公務員法による秘密漏示罪は成立しないと認められた。

## イ 刑法上の収賄罪について

加重収賄罪については、上記アで検討したとおり、秘密の漏示という「不正な行為」が認められない以上、成立しない。

単純収賄罪の公訴時効期間は 5 年であるから（刑事訴訟法第 250 条第 2 項第 5 号）、週刊誌報道による最終の会食日である平成 28 年 10 月 24 日を基準としても、すでに公訴時効が成立していると考えられる。しかし、コンプライアンスの観点から、以下では単純収賄罪に問われるべき行為があったのかを検討する。

単純収賄罪が成立するには、不正に提供された利益と当時の平原副市長の職務との対価関係、すなわち、職務に対する報酬として飲食代金が提供されたことが必要であるが、平原副市長はヒアリングに対して、元市議に対して現金を支払い、応分の負担をしたと供述しており、そうであれば不正な利益が提供されたとは認め難い。

週刊誌報道では、匿名の業者が提供したと思料される領収書・請求書の存在を指摘し、平成 28 年 3 月 6 日から同年 10 月 24 日までの間、4 回にわたり、合計 61 万 409 円の飲食代金を匿名の業者が負担したとされているが、会食の場には平原副市長だけでなく、元市議ほか 1 名に加え、匿名の業者側の人物も参加していたのであるから、総額を示す領収書・請求書が存在したとしても、それが直ちに平原副市長に対する不正の利益の提供を具体的に明らかにするものだということとはできない。

また、会食と平原副市長の職務との対価関係は、平原副市長に対する請託や、平原副市長からの便宜供与があれば、相当程度明確になるといえるが、上記アのとおり「秘

密」の漏示はなかった上、その他に請託や便宜供与があったと窺わせるような具体的事実は週刊誌報道からも読み取ることはできない。

さらに、当時の平原副市長の職務からすれば、仮に IR に関連して匿名の業者から飲食代金が提供されたとしても、直ちに職務との対価関係を認めることは困難である。すなわち、平原副市長は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは都市整備局長として、都市の整備に関する総合的な企画、調整及び推進に関する事項全般を職務とし（「横浜市事務分掌条例」参照）、同年 4 月 1 日から現在までは副市長として、一部の区局に属する事務を担当する職務に従事していた（「横浜市副市長事務分担規則」参照。平成 28 年度の担任する事務は、温暖化対策統括本部、環境創造局、資源循環局、建築局、都市整備局、道路局、港湾局、交通局、保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区に属する事務）。なお、横浜市では、令和元年 8 月 22 日、IR を誘致する旨を決定し、同年 10 月 29 日、IR 関連業務を政策局から都市整備局に移管しているため、同日以降は、政策局を担当していた小林副市長から、都市整備局を担当していた平原副市長に IR 関連業務の担任が移された。

会食があったとされる平成 28 年 3 月から同年 10 月当時、平原副市長は都市整備局長あるいは副市長として、平成 26 年 4 月に設置された「IR 検討プロジェクト」のメンバーであり、また、平成 27 年 2 月に公表された『横浜市都心臨海部再生マスタープラン』を担当し、同プランには IR についても言及されていることから、横浜市における IR の検討には関与していたと認められる。しかし、当時の横浜市において、IR 関連業務について主に検討していたのは都市整備局ではなく、政策局であった上、平成 28 年 12 月の IR 推進法成立前であったため、市会議事録や『横浜市中期 4 か年計画』によれば、横浜市としては「国の動向を見極めながら検討していく」段階にすぎなかったと認められる。

そもそも IR 推進法においては、IR の設置区域は、横浜市が申請し、最終的に国が選定するものとされており、横浜市に決定権があったわけでもない（同法第 2 条第 2 項）。

このような客観的な状況を前提とすれば、会食があったとされる当時において、横浜市が IR 設置区域になる確率が相当大であったとして（西田典之ほか編集『注釈刑法第 2 巻』〔有斐閣・2016 年〕746-747 頁参照）、平原副市長をはじめとする横浜市の職員に IR に関連して業者から請託を受け、あるいは便宜を供与できるような具体的な職務権限があったと断定することは困難である。

以上からすれば、平原副市長が当時の職務に関連して不正な利益の提供を受けたとはいえず、単純収賄罪が成立するとは認められない。

なお、週刊誌報道では、匿名の業者が、「山下埠頭参画の足掛かりとして、みなとみらい 60、61、62 街区を紹介され」、「提案された MM 開発のうち 62 街区を選んだ」などと、62 街区と山下ふ頭への IR 誘致とを関連づけているが、前述したとおり当時は IR 推進法の制定前で、横浜市としては「国の動向を見極めながら検討する」段階にすぎなかったこと、また、横浜市が山下ふ頭に IR 誘致を行うことを決定し公表したのは

令和元年8月22日で、平成28年当時には誘致先も正式に決まっていなかったこと、さらに、会食があったとされる時期の直近である平成29年1月23日の公募時に、62街区のみを対象として応募をした業者は存在しないことが横浜市の記者発表資料から明らかであることからしても、平成28年当時に62街区と山下ふ頭とを関連づける報道の内容は客観的な状況に合致しないと認められる。

#### ウ 「利害関係者との接触の指針」に反する行為の成否

平原副市長は、平成28年4月1日に副市長に任ぜられ、それ以降は特別職の公務員の立場にあったから、一般職の公務員のみを対象とする横浜市の「利害関係者との接触に関する指針」（以下、「指針」という）は適用されない。したがって、仮に週刊誌記事による同年6月24日、同年9月6日、同年10月24日の会食があったとしても、指針に反する行為があったとは認められない。

平原副市長が都市整備局長であった平成28年3月2日当時は、一般職の公務員として、指針が適用される立場にあったことになるが、指針にいう「利害関係者」とは、「職員が職務で携わる相手方」で、「許認可等、補助金等の交付、立入検査、監査又は監察、不利益処分、行政指導、物品の購入などの契約その他の職務行為を通じて、直接的又は間接的に利益又は不利益を図りうる事業者等及び個人」をいう（指針第1項参照）。

匿名の業者は、このうち「カ 物品の購入等の契約については、…当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者」に該当することが考えられるが、本件で問題になっている公募案件では、公募開始が発表され登録申込受付が可能になったのが平成29年1月23日であり、それに先立つ平成28年3月2日の時点で、匿名の業者が「契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者」だったとは認め難い上、本件の事実関係に即しても、前述したとおり、横浜市の記者発表資料から、平成29年1月23日の公募時に62街区のみを対象として応募をした業者は存在せず、匿名の業者が公募の登録申込をした客観的な状況も認められないのであるから、指針にいう「利害関係者」に該当するとはいえない。

また、指針の解釈としては、指針第2項（1）が「会食を共にすること」を禁止行為としており、「共に」という文言からは、職員が利害関係者の参加を事前に認識せず、利害関係者と意図を共有していないような場合には、禁止行為に該当しないと解される。平原副市長は、ヒアリングに対して、会食があったとすれば、元市議から呼び出しを受けて会食の場に行ったと思う旨を供述しており、平成28年3月2日の会食前に業者の参加を認識して意図を共有していたとは認め難く、この点からも指針違反があったとはいえない。

以上からすれば、平原副市長に指針に反する行為があったと認めることはできない。

### (3) 結論

地方公務員法による秘密漏示罪や刑法上の収賄罪が成立せず、また、指針に反する行為があったと認めることはできないことから、平原副市長に法令あるいは内規違反があ

ったとはいえない。

#### (4) 補論

##### ア 調査の範囲について

本調査をするにあたっては、関係者の名誉やプライバシーをさらに侵害することがないように配慮するとともに、個人情報の取扱いについても慎重を期することとした。

週刊誌報道は、「簡易裁判所でおこなわれた民事調停の書類」を根拠としているようであるが、この「書類」が、特定の調停事件に関して、調停委員会、裁判所書記官等が作成し、または当事者その他の事件関係人が提出した一切の書類を編綴した簿冊である調停事件記録を意味するものか、あるいは調停にあたって一方当事者の主張をまとめた手控えの類を意味するものであるのかは明確でないものの、民事調停法は、調停事件記録の閲覧もしくは謄写を「当事者又は利害関係を疎明した第三者」に限定し（同法第12条の6第1項）、この「利害関係」とは、法律上の利害関係をいい、少なくとも訴訟の結果が間接的にその者の法律関係に影響をもつものでなければならぬと解されるから、法律上の利害関係にない横浜市において、調停事件記録を入手してその内容を確認することはできない。

加えて、そもそも民事調停は非公開を原則としているが（民事調停法第22条、非訟事件手続法第30条）、ここで「公開しない」というのは「公開してはならない」という趣旨であって（金子修編著『逐条解説非訟事件手続法』〔商事法務・2015年〕112頁）、「もし調停手続を公開すれば、その手続は原則として違法なものとなり、調停事件記録を一般に公開することも、公開禁止に違反することになる」とする見解もあるから（梶村太市＝深沢利一『和解・調停の実務〔四訂版〕』〔新日本法規・1999年〕494-495頁）、民事紛争の当事者ではなく、法律上の利害関係もない横浜市が、本調査において、本来非公開とされるべき民事調停事件に関連して、当事者やその内容に立ち入って公表するようなことがあれば、公開を禁止した民事調停法に違反するおそれもあって、相当でもない。

このように本件は、公開される民事訴訟ではなく、あえて非公開の民事調停という手続によって紛争の解決を図った当事者の名誉やプライバシーの保護が一層要求される事案であると考えられるため、本調査では、平原副市長以外の週刊誌報道された関係者へのヒアリング等は実施しなかった。しかし、上記のとおり客観的な証拠等によって、平原副市長に法令あるいは内規違反があったかを認定することは可能であり、当事者の名誉やプライバシー等をさらに侵害するおそれを冒してまで、ヒアリング等をあえて実施する必要性も相当性もなかったと判断した。

## イ 改善のための検討を要する点について

平原副市長に法令あるいは内規違反行為があったとは認められないとしても、行政の透明性確保や信頼を保持するという観点から、本調査を通じ、改善を図るべく検討すべきと考えられる点があったので、補足して意見を述べる。

本件では、平原副市長が会食に参加した事実を一部認めながら、日時、場所、負担した金額等について記録がなく、記憶も明確でなく、報道への反論に説得力を欠き、説明不十分とみなされた面があったことは否定できない。5年前の事象について、個人的にすべて記録を強いることは困難であるが、横浜市の副市長などの特別職が特定の業者と飲食を共にする場合の事前報告あるいは事後報告につき、横浜市として改善策を検討すべきだと考えられる。

また、現在の指針は一般職のみが適用対象とされ、特別職は適用除外となっている。そのため、今回の調査では副市長就任後の平原副市長の会食は指針に反しないものと判断したが、このような指針の在り方が広く市民の理解を得られるものであるのか、他の政令指定都市の例も参考にしながら、改善策を検討すべきだと考えられる。



## 5 今後の対応

調査を通じ、本件において秘密の漏示等の法令違反が認められなかった。

一方で、補論として、今回の報道を踏まえ、行政の透明性確保や信頼を保持するという観点から何らかの対策が必要であると吉開コンプライアンス顧問から助言があった。

この助言を受け止め、市職員が全体の奉仕者として誠実かつ公正な行動により市民から信頼されるよう改めてその意識と行動を徹底すべきである。市コンプライアンス委員会において、そのことについて改めて検討を行うこととし、法令の遵守及び倫理の保持による公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図っていく。